

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年6月9日(2016.6.9)

【公開番号】特開2014-220472(P2014-220472A)

【公開日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-064

【出願番号】特願2013-100696(P2013-100696)

【国際特許分類】

H 05 K 1/02 (2006.01)

H 05 K 1/18 (2006.01)

【F I】

H 05 K 1/02 L

H 05 K 1/18 J

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月19日(2016.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

幅方向を短手方向とする形状の絶縁性の基材と、当該基材上に設けられた配線パターンと、を備えた発光素子載置用の配線基板であって、

前記配線パターンは、前記基材の長手方向に延伸する端面と一致する端面と、前記基材の前記幅方向に延伸して設けられ、前記基材の幅方向の端部に露出してなる露出部とを有し、

前記露出部が設けられた部分において、前記基材及び前記配線パターンが前記配線基板の表面側の内側方向に折畳まれた折畳部を有し、当該折畳部は上面が絶縁性である配線基板。

【請求項2】

前記折畳部は、接着剤によって接着されている請求項1に記載の配線基板。

【請求項3】

前記接着剤は、反射性の白色の材料によって形成されている請求項2に記載の配線基板。

【請求項4】

前記折畳部は、前記基材の幅方向の両端部に位置し、前記基材の両端部は前記基材の中央領域よりも厚い請求項1～3のいずれか1つに記載の配線基板。

【請求項5】

前記露出部は、前記基材の幅方向の両端から前記基材の中央部側寄りに配置されている請求項1～4のいずれか1つに記載の配線基板。

【請求項6】

前記折畳部を被覆する反射部材が設けられている請求項1～5のいずれか1つに記載の配線基板。

【請求項7】

前記配線パターンは、前記露出部を有する延伸部と、前記延伸部と連続し、発光素子が搭載される実装部とを有し、

前記延伸部は、前記基材の長手方向に沿って複数配置されている請求項1～6のいずれ

か 1 つに記載の配線基板。

【請求項 8】

前記延伸部は、折畳まれる折曲線上に幅狭部を形成し、前記幅狭部において、前記基材と共に折畳まれている請求項 7 に記載の配線基板。

【請求項 9】

基材の幅方向における両縁部は、  
折畳部からなる層、  
折畳まれた配線パターンの延伸部からなる層、  
接着剤からなる層、  
折畳まれていない配線パターンの延伸部からなる層及び  
折畳まれている基材からなる層の全 5 層で構成されている請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 つに記載の配線基板。

【請求項 10】

基材の幅方向における両縁部は、  
反射部材、  
折畳部からなる層、  
折畳まれた配線パターンの延伸部からなる層及び  
接着剤からなる層、  
折畳まれていない配線パターンの延伸部からなる層及び  
折畳まれている基材からなる層の全 6 層で構成されている請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 つに記載の配線基板。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 つに記載の前記配線基板と、  
前記配線基板上に配置された発光素子と、を備えている発光装置。